平成２３年（フ）第３０１号
愛知県高浜市碧海町２丁目１番地19
破産者　白木　友浩
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
愛知県安城市里町七曲リ１番地76　石橋団地512
破産者　渋谷　弘子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
三重県名張市黒田1942番地
破産者　北廣　定典
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４５号
兵庫県南あわじ市北阿万筒井540番地２
破産者　上田　　誠
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県淡路市岩屋3557番地９　ストレイトビュー浜102、前住所高知県高岡郡四万十町十和川口675番地
破産者　酒井　真弓
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
和歌山県田辺市上秋津1644番地の16
破産者　鈴木　正文
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２６号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3716番地
破産者　森　　圭男
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第２３号
愛媛県松山市高岡町400番地２、開始決定時の住所愛媛県松山市南吉田町328番地５
破産者　橋本　　茂
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１０号
愛媛県四国中央市川之江町2001番地、旧住所愛媛県四国中央市金生町山田井乙527番地５
破産者　信藤　由樹
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１号
福岡県宮若市宮田1454番地３
破産者　岩見　　榮
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４７号
佐賀県唐津市町田５丁目２番５号
破産者　岸田　真一
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６００号
熊本市京町１丁目６番27―501号
破産者　田川　博康
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２６号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目10番５―104号
破産者　日野アヤ子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５３号
鹿児島県薩摩川内市天辰町320番地２　D棟
破産者　尾上　義則
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘75番地の１公住40―203
破産者　柳　　次雄
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤2622番地１　グレースヒルズ上峰303
破産者　末吉　義孝
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
宮城県名取市飯野坂２丁目２番52―１号　ロイヤルヴィレッジ名取Ⅱ番館102号、開始決定時の住所宮城県亘理郡亘理町字上中野地34番地10
破産者　山屋　和貴
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
新潟市秋葉区矢代田3852番地５
破産者　猪股　卓子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部